

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成27年11月20日
【会社名】	株式会社メドレックス
【英訳名】	Medrx Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松村 眞良
【本店の所在の場所】	香川県東かがわ市西山431番地7
【電話番号】	0879-23-3071
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 北垣 栄一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号
【電話番号】	03-3664-9665
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 北垣 栄一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第8回新株予約権) その他の者に対する割当 4,800,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 1,129,600,000円
	(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,600,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	4,800,000円
発行価格	新株予約権1個につき3.0円(新株予約権の目的である株式1株につき3.0円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年12月7日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メドレックス 経営管理部 〔東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号〕
払込期日	平成27年12月7日(月)
割当日	平成27年12月7日(月)
払込取扱場所	株式会社中国銀行 三本松支店

(注) 1. 第8回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)については、平成27年11月20日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書提出日同日に本新株予約権の買取契約(以下、「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>本新株予約権は、平成27年12月7日から5価格算定日が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初1,159円とし、「下限行使価額」は当初463円とするが、いずれかの修正日において基準行使価額が1,546円(以下、「上限撤回価額」という。)を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度</p> <p>行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限及び上限</p> <p>「下限行使価額」は当初463円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初1,159円とするが、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額を超える場合、上限行使価額は消滅する。但し、上限行使価額(ターゲット価格)及び上限撤回価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限</p> <p>1,600,000株(発行済株式総数に対する割合は23.9%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)</p> <p>745,600,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は1,600,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、703円とする(以下、「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>本新株予約権は、平成27年12月7日から5価格算定日が経過する毎に行使価額が修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、修正日の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)を上回る場合、上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。</p> <p>前段落の規定に関わらず、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	---

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,129,600,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1. 本新株予約権の行使期間</p> <p>平成27年12月7日(当日を含む。)から平成28年7月22日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長される。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずものとする。)</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社メドレックス 経営管理部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店</p>

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「(4) 本スキームの特徴、[他の資金調達方法との比較]」に記載の通り、公募増資等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、EVOLUTION JAPAN証券株式会社より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下、「本スキーム」といいます。)は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社グループは、イオン液体^{*1}を利用した独自の経皮製剤技術ILTS (Ionic Liquid Transdermal System)を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据えた創業ベンチャーであります。現在、当社グループの第一パイプラインとして、「消炎鎮痛貼付剤(商品名: ETOREAT)」の米国での開発を推し進めております。当社グループは、当パイプラインに関する製薬会社等との提携契約による収益を中心とした事業収益計画を有しており、製品上市前の収益としても所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込んでおります。しかしながら、このマイルストーン収益の発生時期は開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであります。

今回の資金調達の目的は、ETOREAT に関する提携契約に伴う収入による開発資金の蓄積を待つことなく当社グループの成長を加速するために、既に開発資金を確保しているMRX-10XT(中枢性鎮痛薬)だけでなく、非臨床試験^{*2}を実施済みまたは実施中で、近い将来に臨床試験^{*3}を開始できる段階まで開発が進んでいる、MRX-5LBT(帯状疱疹後の神経疼痛治療薬)、MRX-4TZT(痙性麻痺治療薬)を始めとする後続パイプラインの開発資金を機動的に得ることにあります。

<MRX-5LBT: 帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカイン^{*4}テープ剤)>

ILTS を用いて局所麻酔剤であるリドカインのテープ型貼付剤を製剤開発したものであり、米国においてピーク時年商約1,200億円であったリドカインパップ剤Lidoderm と同様の特性を示すこと等により、米国での早期の承認取得を計画しています。

<MRX-4TZT: 痙性麻痺治療薬(チザニジン^{*5}テープ剤)>

ILTS を用いて中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤を製剤開発したものです。現在、非臨床試験を実施中であり、平成28年に臨床試験を開始する計画です。

ILTS に代表される当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するためには、第一パイプラインであるETOREAT の開発推進に加えて、MRX-10XT、MRX-5LBT、MRX-4TZTを始めとする後続パイプラインの開発を推し進める以外に道はないと認識しております。ETOREAT を始めとする各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散するための方策としても、積極的に後続パイプラインへの開発投資を行うことが、当社グループの収益基盤を強化・複線化するための最善の手段の一つであり、中長期的な当社の企業価値向上に資すると考えております。

(語句説明)

- (*1) イオン液体とは、融点が100 以下の塩(えん)のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、或いは、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形(貼り薬、塗り薬等)に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS (Ionic Liquid Transdermal System)と呼んでいます。
- (*2) 非臨床試験とは、薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験です。
- (*3) 臨床試験とは、薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称です。少数健康人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第 相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第 相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第 相試験に区分されます。
- (*4) リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。
- (*5) チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤(脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬)の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEvolution Biotech Fundとの間で、本有価証券届出書提出日同日に、本有価証券届出書の効力発生を本新株予約権にかかる払込みの停止条件とした下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結します。

行使コミット条項

割当予定先は本新株予約権の発行日以降、原則として120営業日(概ね6ヶ月)以内(但し、下記の行使コミット消滅が生じる場合に備えて本新株予約権の行使期間は平成28年7月22日(発行日から概ね7.5ヵ月後)までとされており、かつ市場混乱事由が生じた場合には行使期間の末日は当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長されます。)に、全ての本新株予約権を行使完了することをコミットしています(以下、「全部コミット」といいます。)。またそれに加えて、原則として24回にわたり5取引日ごとに到来する行使価額の修正(リセット)日の翌取引日(以下、「権利行使日」といいます。))において、各日50,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています(以下、「部分コミット」といいます。但し、部分コミットを実行するにあたり、残存する本新株予約権が50,000株相当分に満たない場合、当該残存分のみが対象となります。上記「〔新株予約権の内容等〕新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由(以下、「市場混乱事由」といいます。))が生じた場合、適宜調整されます。以下本 において同じ。)。かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社はプログラム全体の資金調達と、一定期間毎のキャッシュ・フローの確保を両立することが出来ます。但し、5取引日ごとの50,000株相当分以上の本新株予約権の部分コミットは、それに先立つ5価格算定日の期間(以下、「コミット期間」といいます。))内のいずれかの取引日において取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額(下記 において定義します。))の110%以下となった場合には消滅します(以下、「行使コミット消滅」といいます。)。なお、割当予定先は行使コミット消滅の場合にもその自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。1度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先はその時点で残存する部分コミットに加えて、発行日から原則として120営業日後の日に50,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。また、2度目から6度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先は同様に発行日から原則としてその時々で有効な最後のコミット期間の直後に、50,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。但し、7度目以降の行使コミット消滅が起きた場合にはさらなる追加的な部分コミットは発生しません。そのため、残る部分コミットは引続き存在する一方で、割当予定先の全ての本新株予約権を行使すると全部コミットは消滅します。割当予定先によるかかる全部コミット及び部分コミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して30取引日に達した場合には消滅するものとされています。なお、各コミット期間において、割当予定先が権利行使日以外の日において行使することのできる本新株予約権の数は、25,000個を上限とし、全てのコミット期間を通算して、かかる行使を行う本新株予約権は、400,000個を上限とするとされています。

行使価額のリセット

本新株予約権は、平成27年12月7日から5価格算定日が経過する毎に行使価額が修正されます。価格算定日とは、取引日であって、市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。この場合、当該修正が行われる日(以下、「修正日」といいます。)の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(以下、「基準行使価額」といいます。)に修正されます。但し、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義します。)を上回る場合には上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額とします。

「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初1,159円とし、「下限行使価額」は当初463円としますが、いずれかの修正日において修正後の行使価額が1,546円(以下、「上限撤回価額」といいます。)を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々々の時価を基準に算出されるようになります(但し、算出された行使価額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額となります。)

上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は上記「〔新株予約権の内容等〕新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、本スキームは原則として概ね6ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしているため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画上喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

短期間における確実な発行

新株式発行予定株数(1,600,000株)を、原則として120取引日期间において全株発行(全部コミット)します。

分割発行

120取引日期间内の権利行使コミットは、原則として24回のみです。各回行使に関連して「部分コミット」条項も付与されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。

マーケット・インパクトの分散

公募による新株式発行を行う場合、一度に多量の株式が市場に放出されることとなるため、需給環境の悪化による株価下落と、それに伴う資金調達額の減少懸念があります。本新株予約権では、120取引日期间に分散して発行していくことにより、市場の需給環境を悪化させることなく資金調達を進めることができ、資金調達額の減少懸念を和らげることが期待されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している1,600,000株について、1,159円という上限行使価額(ターゲット価格)を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、120取引日の経過を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

株価上昇時の資金調達額の増大

修正後の行使価額が上限撤回価額を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々々の時価を基準に算出されるようになります。その場合、株価が当初の水準から大幅に上昇した状態となっているため、新株予約権1個の行使による資金調達額が増大することが期待されます。

資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第三者割当という形式で機動的な発行準備を行い、本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達がスタンバイできます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価上昇時の資金調達額の限界

上限行使価額(ターゲット価格)が1,159円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額はターゲット価格による調達額が当初の上限となります。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

[他の資金調達方法との比較]

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、現時点では適当な割当予定先が見つからず、また見つかったとしても第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たす金額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達方法の選択肢を整備する必要があると判断いたしました。

M S C B

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるM S C B)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、取引所の規則上実施することが出来ません。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書提出日同日に、本有価証券届出書の効力発生を本新株予約権にかかる払込みの停止条件とした本新株予約権買取契約を締結いたします。これに基づき、割当予定先は本新株予約権の発行日以降、原則として120営業日(概ね6ヶ月)以内(但し、下記の行使コミット消滅及び市場混乱事由が生じる場合に備えて本新株予約権の行使期間は平成28年7月22日(発行日から概ね7.5ヵ月後)までとされており、かつ市場混乱事由が生じた場合には行使期間の末日は当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長されます。)に、全ての本新株予約権を行使完了することをコミットしています(以下、「全部コミット」といいます。)。またそれに加えて、原則として24回にわたり5取引日ごとに到来する行使価額の修正(リセット)日の翌取引日(以下、「権利行使日」といいます。))において、各日50,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています(以下、「部分コミット」といいます。但し、部分コミットを実行するにあたり、残存する本新株予約権が50,000株相当分に満たない場合、当該残存分のみが対象となります。市場混乱事由が生じた場合、適宜調整されます。以下本項において同じ。)。かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社はプログラム全体の資金調達と、一定期間毎のキャッシュ・フローの確保を両立することが出来ます。但し、5取引日ごとの50,000株相当分以上の本新株予約権の部分コミットは、それに先立つ5価格算定日の期間(以下、「コミット期間」といいます。))内のいずれかの取引日において取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額(下記において定義します。)の110%以下となった場合には消滅します(以下、「行使コミット消滅」といいます。)。なお、割当予定先は行使コミット消滅の場合にもその自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。1度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先はその時点で残存する部分コミットに加えて、発行日から原則として120営業日後の日に50,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。また、2度目から6度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先は同様に発行日から原則としてその時々で有効な最後のコミット期間の直後に、50,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。但し、7度目以降の行使コミット消滅が起きた場合にはさらなる追加の部分コミットは発生しません。そのため、残る部分コミットは引続き存在する一方で、割当予定先の全ての本新株予約権を行使すると全部コミットは消滅します。割当予定先によるかかる全部コミット及び部分コミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して30取引日に達した場合には消滅するものとされています。なお、各コミット期間において、割当予定先が権利行使日以外の日において行使することのできる本新株予約権の数は、25,000個を上限とし、全てのコミット期間を通算して、かかる行使を行う本新株予約権は、400,000個を上限とするとされています。

また、行使価額に関して、本新株予約権は、平成27年12月7日から5価格算定日が経過する毎に行使価額が修正されます。価格算定日とは、取引日であって、市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。この場合、修正日の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(但し、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義します。))を上回る場合には上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(以下に定義します。))を下回る場合には下限行使価額とします。に修正されます。「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初1,159円とし、「下限行使価額」は当初463円としますが、いずれかの修正日において修正後の行使価額が1,546円(以下、「上限撤回価額」といいます。))を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々々の時価を基準に算出されるようになります(但し、算出された行使価額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額となります。)。上限行使価額(ターゲット価格)については、本件資金調達による事業の進捗と当社の株価動向の性質を勘案し、当初株価と比較して十分に上昇余地があると考えた上で、投資家として一定水準以上の株価上昇時によりキャピタル・ゲインを大きくしたいという割当予定先からの希望に基づき設定されたものであります。一方の上限撤回価額については、上限行使価額(ターゲット価格)を大幅に超えて上昇した場合において、当社の資金調達額は1株あたり上限行使価額(ターゲット価格)に制限されてしまう状況为避免を、割当予定先と当社間で協議の上水準を定めたものであり、株価が上限撤回価額を超えて更に上昇していく局面において、当社の1株あたり資金調達額をより大きくすることが可能となるものです。上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額は上記「〔新株予約権の内容等〕 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

以上の内容により、割当予定先による本新株予約権の行使を促進することにより、当社はより早期に資金調達を進めることが可能となります。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条及び17条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役社長松村眞良氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書及び(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求書の提出と同日付で上記「新株予約権行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,129,600,000	7,000,000	1,122,600,000

- (注) 1. 上記払込金額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(4,800,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額1,124,800,000円)を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する登記費用3,000千円、価額算定及び調査費用2,500千円、届出書作成費用等1,500千円の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計1,122,600,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

< 本新株予約権発行による調達資金 >

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
MRX-5LBTの米国における臨床開発及びその付帯費用	492	平成27年12月～ 平成29年9月
MRX-4TZTの非臨床試験、米国における臨床第Ⅰ相試験費用	630	平成27年12月～ 平成29年9月

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本新株予約権買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権行使を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して30取引日に達した場合及び行使コミット消滅が7回発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合及び調達資金が超過した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当してまいります。

MRX-5LBTの米国における臨床開発及びその付帯費用

MRX-5LBT(带状疱疹後の神経疼痛治療薬)の米国における臨床開発及びそれらを実施するための準備(治験薬製造、安定性試験等)にそれぞれ以下の金額を充当する予定です。

- ・臨床試験：480百万円
- ・治験薬製造、安定性試験費用等：12百万円

MRX-4TZTの非臨床試験、米国における臨床第Ⅰ相試験費用

MRX-4TZT(痙性麻痺治療薬)の非臨床試験、平成28年開始予定の米国における臨床第Ⅰ相試験にそれぞれ以下の金額を充当する予定です。

- ・非臨床試験：150百万円
- ・臨床第Ⅰ相試験：480百万円

以上の施策を目的に、当社は平成27年11月20日、本新株予約権の発行を決定致しました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や安全性の高い手法等で保管・運用する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	Evolution Biotech Fund
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム
	資本金	50,000米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及び その出資比率	EVO FUND 100%
b. 提出者と割当予定先 との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、当社グループの成長基盤となる当社独自の経皮吸収型製剤技術に基づいた医薬品製剤開発の強化を継続的に図っておりますが、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成27年9月に当社と割当予定先とのあっせんを行うEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)から最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として新たに設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO FUNDの100%子会社であります。EVO FUNDは、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd.(2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd.(Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 ジョン・ラングフォード、マイケル・ラーチ)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,000,001米ドルの投資ファンドで株主は2名の英国人及びEVO Investment Advisors Ltd.(マネジメント株式、1米ドル)であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、1,600,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEvolution Biotech Fundは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行う場合があります。但し、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当の行使価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fundが50,000米ドルの払込資本金を有していると同時に、割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDから払込み及び行使に関して、必要な資金手当てを受けることが出来る旨口頭で確認しております。またEVO FUNDの財産の存在については、EVO FUNDが資金を預託しているプライム・ブローカー5社による預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるEvolution Biotech Fund及びアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券と直接、面談・ヒアリングを実施し、割当先が反社会的勢力等でない旨を直接確認し、Evolution Biotech Fund、および同社と資本関係にあるEVO FUND (Evolution Biotech Fundの100%出資者)、EVO Feeder Fund (EVO FUNDの100%出資者)の法人格・出資者・業務執行組合員が反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当先が反社会的勢力でない旨を確認しました。また、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都新宿区西新宿4-32-13代表取締役 中村勝彦)に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

現時点において、当該割当先に関する反社会的勢力等の関与事実がないと判断しておりますが、第三者調査機関の調査等で反社会勢力の関与が認められた場合には、速やかに本件について是正措置をとる予定であります。

なお、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が取引コストを勘案の上、行使コミット条項に基づく全部コミット及び部分コミットを完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ2.78円～2.84円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を3.0円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成27年11月19日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し9%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役2名)が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数1,600,000株(議決権数16,000個)は、平成27年6月30日現在の当社発行済株式総数6,689,700株及び議決権数66,877個を分母とする希薄化率は23.9%(議決権ベースの希薄化率は23.9%)に相当します。そのため、本第三者割当による新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

なお、本新株予約権買取契約において、各コミット期間において、割当予定先が権利行使日以外の日において行使することのできる本新株予約権の上限は25,000個であり、また、全てのコミット期間を通算しての上限は400,000個とされているところ、当社普通株式の直近6ヶ月(平成27年5月から10月まで)の1日当たりの平均出来高は52,438株であり、直近3ヶ月(平成27年8月から10月まで)の1日当たりの平均出来高は36,931株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数1,600,000株を、割当先の行使コミット期間である120取引日で行使売却するとした場合の1取引日当たりの株数は13,333株(直近6ヶ月平均出来高の25.4%、直近3ヶ月平均出来高の36.1%)となります。割当予定先からは市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しており、当社として株価に与える影響は限定的なものと考えております。

当社は、本第三者割当により調達した資金をMRX-5LBT、MRX-4TZTを始めとする後続パイプラインの開発に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化を受け、後続パイプラインの開発を推し進め、当社グループの各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散し、収益基盤を強化・複線化することで当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本プログラムに基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大1,600,000株(議決権16,000個)ですが、新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Evolution Biotech Fund	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island			1,600,000	19.31
松村 眞良	香川県東かがわ市	378,300	5.66	378,300	4.56
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1丁目6番1号	266,600	3.99	266,600	3.22
松村 米浩	東京都文京区	233,100	3.49	233,100	2.81
雨堤 正博	東京都渋谷区	200,000	2.99	200,000	2.41
野村證券株式会社 野村ネット&コール	東京都千代田区大手町 2丁目2番2号	134,200	2.01	134,200	1.62
興和株式会社	名古屋市中区錦 3丁目6番29号	125,000	1.87	125,000	1.51
株式会社JTファイ ナンシャルサービス	東京都千代田区四番町 8番地6-404号	117,000	1.75	117,000	1.41
井上 圭司	大阪市東成区	113,000	1.69	113,000	1.36
志野 文哉	札幌市北区	112,000	1.67	112,000	1.35
小川 真桜	千葉県鎌ヶ谷市	110,000	1.64	110,000	1.33
計		1,789,200	26.75	3,389,200	40.89

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年6月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 今回の割当予定先以外の株主(新株予約権発行前からの株主(平成27年11月20日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く。))の所有議決権数の割合については、平成27年6月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年6月30日時点の総議決権数(66,877個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(16,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

4. 割当予定先であるEvolution Biotech Fundの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。Evolution Biotech Fundより、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確領しております。このため、Evolution Biotech Fundが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期、提出日平成27年3月27日)及び四半期報告書(第14期第3四半期、提出日平成27年11月10日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年11月20日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年11月20日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)提出日(平成27年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成27年11月20日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成27年3月27日提出)

1 提出理由

当社は、平成27年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

将来における事業拡大等に備え、機動的な資本政策を可能にするため、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を11,645,200株から26,758,800株に変更するものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、松村眞良、松村米浩、山崎啓子、秋友比呂志、濱本英利を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	24,744	1,169	0	(注)1	可決 95.5
第2号議案 取締役5名選任の件					
松村 眞良	25,441	542	0	(注)2	可決 97.9
松村 米浩	25,465	518	0		可決 98.0
山崎 啓子	25,521	462	0		可決 98.2
秋友 比呂志	25,520	463	0		可決 98.2
濱本 英利	25,528	455	0		可決 98.2

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月27日 四国財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年4月16日 四国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期 第3四半期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月10日 四国財務局長に提出

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月26日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メドレックスの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メドレックスが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月26日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックスの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。